

～まちなかではがんばる商業者を応援します！～

令和4年4月～

島田市まちなか商店リニューアル事業補助金

が改正されます！

魅力ある商店づくりを支援するため、対象となるエリアで商店を営んでいる人が「店舗等の改装」を行うことに対し、**その費用の4分の3を助成**します。

補助対象者

対象エリア内の店舗で**10年以上継続して営業**しており、次の1、2のいずれにも該当している方及びその該当者に店舗を貸与している方

1. 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業などの**来客型の店舗**

※店舗面積の合計が1,000㎡を超える店舗は除く

2. 対象となる店舗で**週4日以上かつ午前10時から午後5時までの時間帯に3時間以上の営業**を行っているもの

補助対象経費

市内業者が請け負う、対象となる店舗の改装に係る工事費

補助額：**上限30万円**

(対象経費の**4分の3以内**)

対象 エリア



注意事項

事業開始前に申請が必要です。

また、この掲載内容以外に細かな要件もございます。**事前に商業・まちなか活性化係へお問合せ**下さい。

